

伊達市災害廃棄物処理計画【概要版】

1 計画策定の背景及び趣旨

平成23年の東日本大震災等の経験を踏まえ、国は平成26年に「災害廃棄物対策指針」を制定し、地方公共団体が災害廃棄物処理計画を策定することを明記した。福島県では、令和3年に福島県災害廃棄物処理計画を策定し、それぞれの市町村が災害廃棄物処理計画を策定することとした。

本計画は、大規模な地震や風水害により、伊達市(以下「本市」という。)が被災した場合を想定し、必要となる事項をとりまとめ、災害廃棄物処理を適正かつ円滑に行うために策定するものである。

2 計画の位置づけ

国「災害廃棄物対策指針」、県「福島県災害廃棄物処理計画」、「伊達市地域防災計画」との整合性を図りながら、本市の災害廃棄物処理に関する計画を策定するものである。

3 想定する災害

「福島県地震・津波被害想定調査」によると、福島盆地西縁断層帯地震(M7.8)が、本市における建物被害が最も大きい地震であるため、福島盆地西縁断層帯地震を想定し、本計画を策定する。

災害時には、次の基本方針に基づき、災害規模や特徴を踏まえ、速やかに具体的な処理方針を定める。

①	適正かつ円滑・迅速な処理
②	リサイクルの推進
③	周辺環境に配慮した処理
④	衛生的な処理
⑤	安全作業の確保
⑥	経済性に配慮した処理
⑦	関係機関・関係団体、市民及び事業者等との協力・連携

4 災害廃棄物の種類

地震等による災害	木くず、コンクリートがら、金属くず、腐敗性廃棄物、廃家電、有害廃棄物 廃自動車、適正処理が困難な廃棄物等
被災者・避難者の生活	生活ごみ、避難所ごみ、し尿

5 災害廃棄物発生量の推計

種類別の災害廃棄物発生量(t)(全壊・半壊・焼失合計)							片付け ごみ (t)	避難 所 ご み (t)	し尿 (㎔／ 日)	災害廃棄物 発生量 (合計)(t) ※
損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物(t)										
柱角材	可燃 物	不燃物	コンクリ ートがら	金属 くず	その他	土 砂				
53,171	3,142	129,290	163,572	13,472	87,125	63	78,228	6.7	84.2	449,835

6 災害廃棄物処理の組織体制・協力支援体制

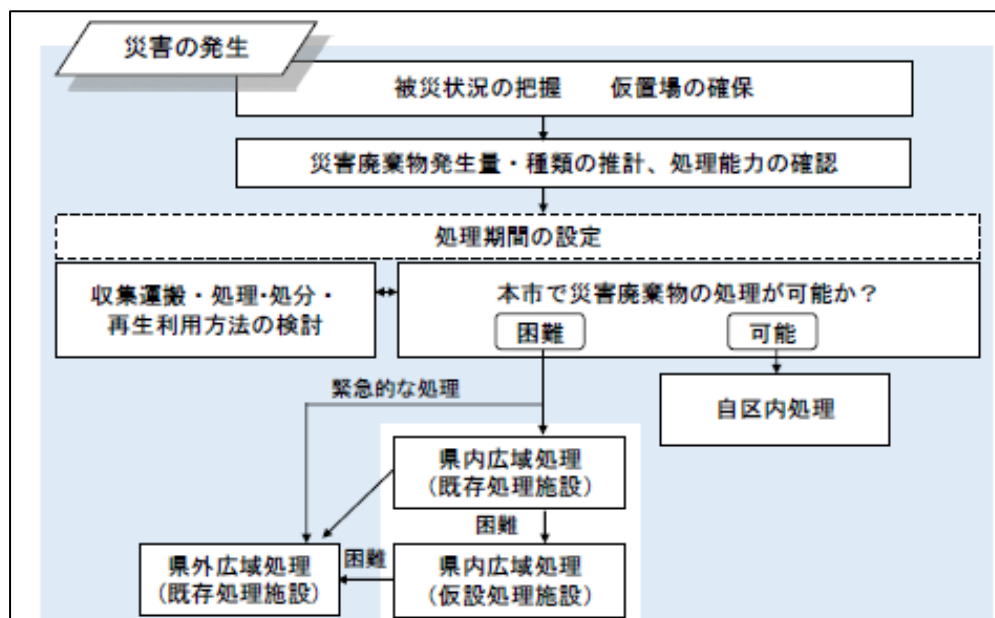
災害発生時は、伊達市地域防災計画に基づき、災害廃棄物処理の組織体制を生活環境課内で構築し、災害対策本部及び関係各課、一部事務組合、協定締結事業者等と協力・連携しながら、災害廃棄物の収集・運搬・処理・処分方法等を検討する。

災害規模や職員の被災状況によっては人員が不足することが予想されるため、人員が不足する場合は、「伊達市災害時受援計画」に基づき、他部署や他市町村等からの人的支援を要請する。

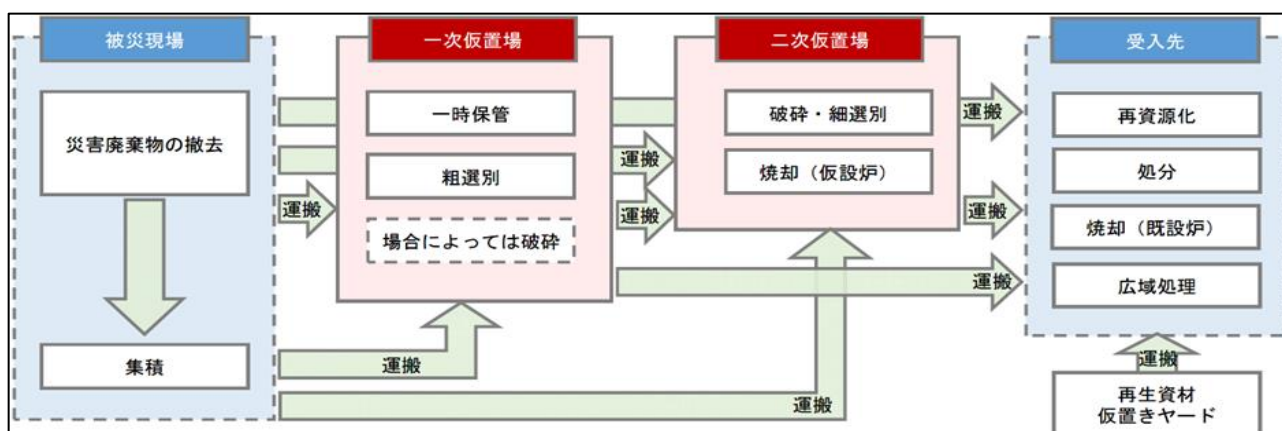
また、災害廃棄物の自区内処理が困難な場合には、福島県を通じて、県内他自治体、または他県への広域処理について支援要請する。

7 災害廃棄物処理の流れ

災害発生時は、災害廃棄物の基本方針に基づき、処理の方針、災害廃棄物の収集運搬、処理・処分方法、再生利用先の確保、仮設処理施設の必要性を検討して、処理機関の設定、処理フローを作成し、必要に応じて、実行計画を策定する。



災害廃棄物の集積から処理までの流れ



8 災害廃棄物仮置場

伊達地域	伊達グラウンド駐車場、伏黒柳原市有地
梁川地域	やながわ希望の森公園駐車場
保原地域	保原総合公園駐車場
霊山地域	霊山運動広場
月舘地域	月舘運動場駐車場

9 災害廃棄物処理の進捗管理及び計画の見直し

1 計画による対応力の向上

本計画を通じて庁内及び県、他市町村、事業者及び市民とともに災害への備えの重要性を共有し、それぞれの行動につなげるように働きかける。また、関係法令や計画の見直しに応じて本計画を見直すことにより、災害時の行動の強化を図る。

2 情報共有と教育・訓練の実施

これまでの災害廃棄物処理の経験を継承し、経験を活かしていくことで、今後の災害廃棄物処理に係る対応力の向上につなげる。また、庁内及び県、他市町村、事業者等の関係者との情報共有及びコミュニケーションを図り、連携を強化するとともに、目的に応じた効果的な教育・訓練を定期的実施する。

3 進捗管理・評価による課題の抽出

災害廃棄物処理に備えた体制を構築していくため、庁内及び県や事業者その他の関係機関・関係団体との連絡を密にし、近隣市町村や県と課題を共有し、評価・検討を通じて対応能力の向上を図る。

4 計画の見直し

本市の一般廃棄物処理対策や防災対策の進捗、本計画の進捗状況を踏まえ概ね5年を目途に見直しを行う。県の被害想定、本市の災害廃棄物処理体制の変更や市防災計画の見直し等計画の前提条件に変更があった場合、また、国指針及び県計画改定等により見直しの必要が生じた場合は、速やかに改定を行う。